〈指定事業者の登録の申請〉（門川版）

【指定事業者を登録する地域生活支援事業】

1. 移動支援
2. 日中一時支援
3. 地域活動支援センター
4. 訪問入浴サービス

【事業運営の基準】（共通の運営基準）

1. 指定事業者は、サービスを利用しようとする障がい者等の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、サービス提供の開始に際しては、事前に利用申込者に対し、

（ⅰ）運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項の説明

（ⅱ）利用契約書

（ⅲ）個人情報使用同意

（ⅳ）代理受領に係る委任

　を説明し、サービス提供の開始について利用申込者と契約を締結する。（利用者と事業者との契約）

1. 指定事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
2. 指定事業者は、サービス提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は支給決定通知書等によって、支給決定の有無、支給決定期間の有効期間、支給量等を確認するものとする。
3. 指定事業者は、サービスの支給決定を受けていない対象者から利用申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域生活支援事業の支給申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
4. 指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
5. 指定事業者は、提供しているサービス以外のサービス又は法に基づく障害福祉サービスを、利用者が併用する場合等については、当該他のサービスを提供している事業者との密接な連携に努めなければならない。
6. 指定事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
7. 指定事業者は、サービスを提供した際は、当該サービス提供の日、サービス提供の内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録し、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。
8. 指定事業者は、サービスを提供した際は、サービス提供に要する費用の負担の規定に基づき、利用者等から当該サービス提供に伴う利用者負担相当額の支払を受けるものとする。
9. 地域生活支援給付の支給を、サービスを利用した支給決定障がい者等に代わり、サービスを提供した指定事業者が受領する場合は、利用契約にその旨を規定し、又は当該代理受領について、書面による委任を受けなければならない。
10. 前号の規定により、地域生活支援給付の受領委任を受け、又は、その旨を利用契約に規定されている場合において、当該指定事業者がサービスを提供した場合は、同一月に当該サービスを提供した実績を、サービスを提供した登録事業所ごと、かつ、障がい者等ごとに整理し、所管する登録事業所におけるサービス全てをとりまとめ、指定事業者としてサービスごとに一括して町に請求するものとする。
11. 指定事業者は、地域生活支援給付の代理受領をした場合において、支給決定障がい者等の求めがあったときは、当該地域生活支援給付の額を当該支給決定障がい者等に通知するものとする。

【運営規定に定めておかなければならない事項】

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
3. 営業日及び営業時間
4. サービスの内容及び支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額
5. 通常の事業の実施地域
6. 緊急時等における対応方法
7. 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合は当該障がいの種類
8. 虐待防止のための措置に関する事項
9. その他運営に関する重要事項

【指定事業者の登録の申請】

提出書類

1. 門川町地域生活支援事業所指定申請書（様式第１号）
2. 門川町地域生活支援事業所の指定に係る記載事項（付表）
3. 次に掲げる書類（又は次に掲げる事項を記載した書面）

１）登録事業所の平面図

２）登録事業所の設備の概要

３）運営規定

４）利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

５）県の認可証の写し（現在実施している事業のもの）

６）各事業に主に携わる担当職員に関する資料（履歴書の写し、資格の証書の写し等）

７）前各号に掲げるもののほか、登録に際し町長が必要と認める事項

【登録の取消し】

1. 指定事業者又は登録事業所が、事業運営・人員設備等の基準を満たすことができなくなったとき。
2. 介護給付費等、地域生活支援事業等の請求に関し不正があったとき。
3. 登録事業所が、不正な手段により指定事業所の登録を受けたとき。
4. 前各号に掲げるもののほか、指定事業者、登録事業所又はその従業者が門川町の指示に従わないとき。

【登録の更新】

1. 登録事業所の登録は、更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
3. 登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。